

65 臓器移植医療のための体制整備

提出先 厚生労働省

【提案項目】

臓器移植件数が増加傾向にある中、臓器移植医療の一層の充実を図るため、臓器移植コーディネーターの設置を含めた臓器のあっせんについて、国の責任において体制整備を図ること。

【提案理由等】

都道府県臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業の推進については、平成15年3月20日付け厚生労働省健康局長通知等により、都道府県が主体的に事業を実施しているが、臓器のあっせん許可は、厚生労働大臣が行っていることから、国の責任で臓器移植コーディネーターの設置を含めたあっせんに関する体制の整備をする必要がある。